

平成29年11月16日

(家庭数配布)
保護者のみなさま

練馬区立旭町小学校
校長 道山 正史

弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における全国瞬時警報システム
(Jアラート)による情報伝達に対する練馬区立学校・園における対応について

弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合には、政府がJアラートを使用し、緊急情報を伝達します。東京都やその周辺地域の上空がミサイルの飛行経路となる恐れがある場合には、練馬区の防災行政無線が自動的に起動し、屋外スピーカー等から警報が流れるほか、携帯電話にエリアメール・緊急速報メールが配信されます。

保護者のみなさまにおかれましては、政府からの最新の情報を踏まえることに加え、下記に示した内容を参考の上、適切に対応いただきますようお願いいたします。

記

1 授業中および放課後

- (1) 授業中にJアラートが発令された場合は、速やかに校・園内の建物の中に避難する。建物内では、窓ガラスからできるだけ離れた場所に避難するようにする。
- (2) 放課後、部活動や委員会活動を行っている場合も、速やかに建物の中に避難する。

2 登下校中

- (1) 登下校中に防災行政無線のスピーカーよりJアラートが発令された場合は、家または学校の近いほうに避難する。どちらに避難するか判断が難しい場合は、学校に避難する。
- (2) 家や学校から遠い場所にいる場合は、近くにある建物(できれば頑丈な建物)の中または地下に避難する。
- (3) 近くに建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守るようにする。
- (4) 登校する前にJアラートが発令された場合または登校中にJアラートが発令されて家に戻った場合、政府から警戒の必要がなくなった等の情報を確認後、学校に登校する。

3 その他

- (1) 校外学習や遠足、宿泊行事など、学校外での活動中においてＪアラートが発令された場合は、2の(2)および(3)を基準に避難をする。
- (2) 日本の領土・領海に弾道ミサイルが落下したなどの、重大な事態が起こった場合は、政府からの情報に従い行動するように指導する。
- (3) 弾道ミサイルが日本に飛来する可能性があるＪアラート発令時の避難訓練については、各校・園の判断により実施する。

参考

内閣官房 国民保護ポータルサイト <http://www.kokuminhogo.go.jp/>
弾道ミサイルが飛来する可能性がある場合の情報伝達の流れが、場合分けされて掲載されています。

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp/>
Ｊアラートが発令される際のサイレン音や、ミサイル落下時の行動などを確認することができます。